

ドイツ都市会議 (Deutscher Städtetag) —シンクタンク機能を併せ持つ自治体連合組織—

日本都市センター理事・研究室長 石川 義憲

ドイツでは、都市自治体の全国連合組織としてドイツ都市会議 (Deutscher Städtetag) があり、様々な活動を行っているが、注目すべきは、地域社会の動向をしっかりと見据えた政策提言である。これまで、ドイツ都市会議の傘下の都市シンクタンクとして、自治体行政経営センター (KGSt) (本誌第27号)、ドイツ都市研究機構 (Deutsches Institut für Urbanistik, Difu) (本誌第29号) を紹介したが、今回は、ドイツ都市会議本体の取組みを紹介する。

ドイツ都市会議の調査研究として注目されるのは、まずは、都市財政に関するものである。ドイツ都市会議は長年、市町村財政報告という形の冊子を刊行してきたが、近年は、それを簡素化した形の都市財政報告を公表している。そのほか、都市計画や地域公共交通、文化・教育、移民・難民問題、デジタル化への対応、地方自治体の人材確保など、我が国の都市政策に参考となるものも少なくない。

1 ドイツ都市会議の概要

ドイツでは、我が国の全国市長会に相当する都市自治体全国連合組織¹としてドイツ都市会議 (Deutscher Städtetag) がある。加盟の単位は、都市自治体であり、会議には、市長のほか、副市長や部局長も参画²することがある。2020年1月現在、195の都市自治

体が直接加盟しているほか、約3,400の都市自治体が各州の連合組織を通じて間接加盟しており、合わせて約3,600の都市自治体が加盟し、約5,200万人の圏域 (ドイツの人口約8,315万人 (2019年9月現在) の約63%) をカバーしている。

2020年2月1日現在の会長 (Präsident) は、

1 地方自治体の全国連合組織としては、ほかにドイツ市町村連盟 (Deutscher Städte- und Gemeindebund)、ドイツ郡会議 (Deutscher Kreistag) がある。

2 例えば、ドイツ都市会議の専門委員会 (2 (エ) 参照) には、副市長や部局長も参画しており、委員長も、副市長や部局長が務めることが多い (財政委員長、学校・教育委員長、文化委員長、スポーツ委員長、保健委員長、建設・交通委員長など)。

3 ドイツでは、中規模以上の都市自治体では、首長は上級市長 (Oberbürgermeister) と呼ばれることが一般的である。この場合、市長 (Bürgermeister) は副市長の位置付けとなる。これらの役職の名称・権限については、各州の地方自治法ないし市町村法で規定されている。なお、ドイツ行政の階層構造については、都市とガバナンス Vol.27. 129頁図表1を参照のこと。

ブルクハルト・ユング (Burkhard Jung) ライプツィヒ上級市長³、副会長 (Vizepräsident) は、マルクス・レーヴェ (Markus Lewe) ミュンスター上級市長である。また、首席会長代理が、シュトゥットガルト上級市長、会長代理が、ハイデルベルク上級市長、アウグスブルク上級市長、オズナブリュック上級市長、キール上級市長、アイゼナッハ上級市長である。

2 ドイツ都市会議の組織

(1) 主要機関 (Gremien)

ア 総会 (Hauptversammlung)

総会は、ドイツ都市会議の最高機関で、2年に一度開催され、会長が議長となる。構成員は750～800人で、直接加盟都市、間接加盟都市が参加する加盟団体、特別加盟団体それぞれの代表のほか、幹部委員会委員及び理事が議決権を持つメンバーである。

直近の総会は、2019年6月4～6日にドルトムント市で開催され、「我らの都市で共生社会づくり (Zusammenhalten in unseren Städten)」をテーマに、ゲストを含め約1,300人が参加した。

イ 理事会 (Präsidium)

理事会は、年5回 (開催地 ベルリンで1回、他の都市 (ウィーンを含む) で4回) 開催されている。理事は41人で、会長、副会長、首席会長代理、会長代理5人、業務執行理事 (事務総長)、常任事務総長代理、一般理事31人で構成される。

2017 / 2018年の主要テーマは、大都市圏の住宅家賃高騰問題、都市における持続可能なモビリティ (地域公共交通を含む) の確保、ディーゼル車の大気汚染問題、難民の社

会包摂、同等の生活条件確保であった。ウィーンで開催された会議では、ウィーン市の市長をはじめとする幹部を交えて、特にデジタル社会の課題と住宅政策について意見交換を行った。

ウ 幹部委員会 (Hauptausschuss)

幹部委員会は、各州の連合組織の代表等の約135人で構成される。年3回 (開催地 ベルリンで1回、他の都市で2回) 開催され、ドイツ都市会議の予算を決定する。2017 / 2018年の主要テーマは、大都市圏の住宅家賃高騰問題、都市における持続可能なモビリティ (地域公共交通を含む) の確保、難民の社会包摂、都市財政負担の軽減と社会資本整備の推進、同等の生活条件確保であった。

エ 専門委員会 (Fachausschuss)

専門テーマを審議するため、財政委員会、学校・教育委員会、文化委員会、スポーツ委員会、女性・機会均等関係委員会、福祉・青少年・家庭委員会、保健委員会、建設・交通委員会、環境委員会、経済産業・欧州域内市場委員会、法務・行政委員会、人事・組織委員会、広報委員会、中小都市委員会が設置されている (2020年1月22日現在)。

このうち、中小都市委員会 (Ausschuss für Mittlere Städte des Deutschen Städtetages) は、全国的なテーマに中小規模の都市自治体の意見を反映させるとともに、ドイツ都市会議がより広い立場に立つように働きかけるものである。社会包摂、教育、財政といった主要課題のほか、電気自動車の導入や電子商取引が中心市街地活性化に及ぼす影響など中小規模の都市自治体が直面する様々なテーマを審議している。委員会は、年2回開催され、

現在の委員長は、デューレン市の市長である。

オ 旧東独市長会議

(Oberbürgermeisterkonferenz der ostdeutschen Städte)

旧東独市長会議は、旧東独地域の市長が全国的な政治課題のほか、旧東独地域の都市自治体固有の課題を討議するもので、フォーラムの形式で年2回開催されている。そこでは、例えば、「成長、人口減少、雇用」や「同等の生活条件確保」といった分科会において議論が行われている。

(2) 事務局 (Hauptgeschäftsstelle)

事務局は、ベルリン及びケルンにあり、業務執行理事でもあるヘルムート・デディ (Helmut Dedy) 事務総長のもとで運営されている。

事務局幹部は、フェレーナ・ゲッパート (Verena Göppert) 常任事務総長代理 (Ständige Stellvertreter) 兼財政部長のほか、参与 (Beigeordnete) 5人がいて、教育・文化・スポーツ・機会均等部、労働・青少年・保健・社会福祉部、都市整備・建設・住宅・交通部、環境・産業経済・消防防災部、法務・行政部をそれぞれ部長として担当している。その下には、広報官1人、参事 (Referent) 35人など、合わせて約120人の職員がベルリン及びケルンの事務局の7部局で勤務している。なお、ケルンで勤務する事務局職員は、ノルトライン・ヴェストファーレン州都市会議の事務局職員を兼務している。

3 ドイツ都市会議の任務、都市自治体の課題と対応

ドイツ都市会議は、都市自治体の連合組織であってシンクタンクそのものではないが、自治体行政を代表する立場から、次のような任務や目標⁴を認識しつつ、都市の政策課題に関して様々な提言を行っており、その前提として調査研究も行っている。

(1) 任務と目標

ア 任務

ドイツ都市会議は、自治体行政を積極的に代表し、連邦政府、連邦議会、連邦参議院、欧州連合、その他の多くの組織に対して、都市の意見を主張する任務を有する。また、地方自治体の重要な事象や展開について、加盟都市に対して助言・情報提供を行う。さらに、多くの会議の開催を通じて、加盟都市の情報・意見交換を促進する。

イ 仕事のやり方

基本法第28条第2項は、地方自治を保障しており、ドイツ都市会議は、活動を通じて、連邦、州、欧州連合に対して、地方自治の保障に配慮するよう尽力する。

ウ 連合組織としての中心目標

都市は、十分な活動能力を持たなければならない。なぜなら都市は、市民に対する公共サービスの多くを担っているからであって、増大する様々な行政需要に適切に対処していくためには、連邦及び州は、都市と連携する必要がある。このため、都市が地方自治体として新たな事務を引き受けるに当たっては、

4 ドイツ都市会議ホームページ (<http://www.staedtetag.de/wirueberuns/aufgaben/index.html>) (2020年2月13日最終閲覧)。

表 ドイツ都市会議の加盟団体と組織

約3,600加盟都市 約5200万人の人口規模をカバー

加盟団体	
195 直接加盟都市 うち 107郡独立市 (3都市州を含む) うち 88郡所属市	加盟都市は次の各州連合組織のいずれか一つに所属 バーデン・ヴュルテンベルク都市会議 バイエルン都市会議 ベルリン都市州事務所 ブランデンブルク市町村連盟 ブレーメン都市州連合 ハンブルク都市州事務所 ヘッセン都市会議 メクレンブルクフォアポンメルン市町村連盟 ニーダーザクセン都市会議 ノルトライン・ヴェストファーレン都市会議 ラインラントプファルツ都市会議 ザールラント市町村連盟 ザクセン市町村連盟 ザクセンアンハルト市町村連盟 シュレスヴィヒ・ホルシュタイン都市会議 チューリンゲン市町村連盟
約3,400 間接加盟都市	
13 特別加盟団体 (自治体大連合、地域圏連合、専門連合)	
組織	
総会	
直接加盟都市、間接加盟都市が参加する加盟団体、特別加盟団体のそれぞれの代表のほか、幹部会委員及び理事、合わせて750~800人で構成。2年に一度開催され、会長が議長となる。	
幹部委員会	理事会
約135人の委員 (各州連合組織から選出、幹部委員会でも追加選出)	41人の理事 (幹部委員会で選出) で構成
会長 (2年任期 総会において理事の中から選出)	
事務総長 (2年任期 総会において理事の中から選出)	
事務局	専門委員会
財政部 (BK) 教育・文化・スポーツ・機会均等部 (KB) 労働・青少年・保健・社会福祉部 (KB) 都市整備・建設・住宅・交通部 (BK) 環境・産業経済・消防防災部 (BK) 法務・行政部 (BK) 秘書室 (BK) 総務室 (KB) 広報部 (BK) 欧州連合・国際室 (K, Br) 欧州地方自治体会議ドイツ事務局 (K, Br)	財政委員会 学校・教育委員会 文化委員会 スポーツ委員会 女性・機会均等関係委員会 福祉・青少年・家庭委員会 保健委員会 建設・交通委員会 環境委員会 経済産業・欧州域内市場委員会 法務・行政委員会 人事・組織委員会 広報委員会 中小都市委員会

注 B、K、Br は、それぞれ、所在地がベルリン、ケルン、ブリュッセルにあることを表示。下線表示が主要所在地であることを示す。

出所：ドイツ都市会議 2017・2018 年度事業報告書、Flyer: Der Deutsche Städtetag (2020 年 1 月現在)

- 十分な財源が確保されなければならない。 (2017年市町村財政報告からの抜粋)
(2017年11月3日)
- (2) ドイツ都市自治体の課題とドイツ都市会議の対応 第112号 都市財政の現状と課題 2018年 (2018年10月11日)
- 以上のような任務と目標の認識の下に、これまでの市町村財政報告に代えて、都市財政の現状と課題についてコンパクトにまとめた冊子
- 2017・2018年度事業報告書⁵においてドイツ都市会議事務総長は、都市が抱える課題が、第113号 機会と参画～構造的課題を抱える都市 (2018年11月30日)
- 移民・難民の社会包摂、公共交通を中心としたモビリティの確保、大都市圏における家賃高騰問題、社会のデジタル化への対応にあることを明らかにしている。また、連邦・州とともに“同等の生活条件の確保”をめぐる議論⁶に参画しており、構造的に弱体な都市・圏域を全国的に支援するプログラムを構築⁷することが中心課題であるとしている⁸。
- ドイツ都市会議は、政府の「同等の生活条件確保委員会」に参画しているが、この報告書は、ドイツ都市会議の同等の生活条件確保に関する見解を政策分野別にまとめたものである。
- こうした動向については、年10回発行される会報 (Städtetag aktuell)⁹に掲載するほか、都市政策に関する報告書 (Beiträge zur Stadtpolitik) を発刊している。2017年以降のものは、次のとおりである。
- 第114号 都市財政2019～ドイツ都市会議の重点項目 (2019年10月28日)
- 第115号 ドイツ都市会議の欧州政策の要望 (2019年11月29日)
- 第110号 総選挙後の連邦議会及び連邦政府 (任期2017～2021年) に対する期待と要望 (2017年10月27日)
- 選挙後の欧州議会及び欧州委員会に対する要望をとりまとめたものである。
- 第111号 全国にわたる同等の生活条件確保

4 最近のドイツ都市会議の主な提言・調査報告

ドイツ都市会議は、会報、都市政策に関する

5 Deutscher Städtetag, *Geschäftsbericht des Deutschen Städtetages für die Jahre 2017 und 2018* (ドイツ都市会議2017・2018年度事業報告書), 2019年。

6 連邦政府においては地域間格差の拡大などを背景に、2018年9月26日に同等の生活条件確保委員会を設置し、内務・建設・ふるさと政策大臣 (CSU)、食糧・農業大臣 (CDU)、家庭・高齢者・女性・青少年大臣 (SPD) を共同議長として、各州首相などの州代表、ドイツ都市会議会長など地方自治体代表が参加し、検討を行っている。委員会の主要検討課題は、地方自治体の累積債務解消、産業振興、地域づくり、インフラ整備、社会福祉・雇用、社会参加・共生である。(詳細は、石川義憲「ドイツ都市自治体の税財源の課題－歳出面の変化と対応する税財源」220～221頁『ネクストステージの都市財政に向けて～超高齢・人口減少時代の地域社会を担う都市自治体の提言と国際的視点～』、2019年、日本都市センターを参照されたい。) 同等の生活条件確保委員会は2019年7月10日に一応の報告書を取りまとめているが、反対の委員もあり、委員会としての合意が図られたものではない。

7 多額の債務を抱える地方自治体に対する連邦・州の支援の仕組みの構築も対応策とされる。

8 このほか、事務総長は、不動産税改革にも言及している。不動産税については、課税評価の見直しが長期間行われていないため、連邦憲法裁判所で違憲判決が下されている。

9 会報 (Städtetag aktuell) は2012年から発行している16頁の冊子で、ホームページを通じて閲覧できる。2011年以前は、100～200頁前後の機関誌 *Der Städtetag: Zeitschrift für kommunale Politik und Praxis* を発行していた。第1号の発刊は1927年で、我が国では、(公財) 後藤・安田記念東京都市研究所の市政専門図書館がシリーズとして所蔵しており、閲覧可能。

る報告書、事業報告以外にも様々な資料 (Materialien) を提言や討議資料などの形で公表している。ここでは、2017・2018年度事業報告書などを参考に、ドイツ都市会議の最近の調査報告、政策提言のうち、日本の都市自治体関係者が注目すべきものを、専門委員会の分野別に紹介したい。

(1) 財政

ドイツ都市会議は長年、市町村財政報告という形の冊子を刊行してきたが、近年は、それを簡素化した形の都市財政報告を發表している。前掲の都市政策に関する報告書「第114号 都市財政2019～ドイツ都市会議の重点項目 (Stadtfinanzen 2019 -Schlaglichter des Deutschen Städtetages)」は、“都市財政の現状と今後の見通し”について解説した冊子であり、内容としては、地域間財政格差について“同等の生活条件確保”という立場からその是正を求めている。

地方税制に関しては、不動産税、営業税をめぐる改革が課題であり、都市自治体の立場から提言を行っている。

(2) 学校・教育

デジタル化は、人びとの生活のあらゆる面に浸透している。技術の進展は、社会、経済、雇用といった様々な面に及んでいるが、公共サービスもしかりであり、子どもへの教育・授業もデジタル化を避けることはできない。そこで、ドイツ都市会議は、2017年6月に「デジタル時代の教育と学び (Lehren und Lernen in digitalen Zeitalter)」という提言をとりまとめ、發表している。

(3) 文化

政治においてポピュリズムや過激な動向がはびこり、デモクラシーを危機にさらしている。その背景には、第二次世界大戦後の西欧の自由かつ民主主義的価値に疑問が呈されており、価値観の多様化や、政治・経済・文化面における変化や後退が続いているといった事情がある。かくして、社会における民主主義的価値を高める必要があり、そのためには、とりわけ文化政策の推進が重要である。

そこで、ドイツ都市会議は、2018年6月に、提言「開かれた社会に向けて－文化及び文化政策で民主主義を強化 (Eintreten für eine offene Gesellschaft – mit Kultur und Kulturpolitik Demokratie stärken)」をとりまとめ、發表している。

(4) スポーツ

子どもの運動不足などを背景に学校スポーツの重要性が増大しているが、プールの不足、教師の不足などで支障を来している。こうしたことから、ドイツ都市会議では、地方自治体の立場から学校スポーツについて提言をとりまとめ、2018年4月の理事会で決議した。この中では、州に対して、学校カリキュラムにおいて週3時間以上は資格を持つ教員によるスポーツの授業を確保すること、すべての子どもが小学校卒業前には泳げるようにすることといった提言を盛り込んでいる。

そのほか、スポーツ施設の水準向上に向けて、ドイツオリンピックスポーツ連盟 (DOSB)、ドイツ市町村連盟と協力して、基準作りを行っている。

(5) 女性・機会均等

地方自治体の幹部への女性登用が課題である。連邦議会は、民間企業及び公共サービスの幹部登用の機会均等に関する法案を決議したが、その実現は、自治体企業では難しいと見られている。ドイツ都市会議は、女性の幹部の割合、監査役会・理事会における女性の割合の増加を支持し、その推移を注視している。

(6) 福祉・青少年・家庭

介護保険法改正（2017年1月）への対応、基礎保障年金の導入をめぐる議論、子ども・子育ての質のさらなる改善、全日保育所の拡充、介護人材不足への対応、2000年代前半に労働市場改革の一環として導入された求職者基礎保障制度の改善といったテーマについて、連邦や州に対して、財政面についても含めて都市自治体の立場から意見を表明している。

子ども・子育てに関しては、保育の質の向上、小学生児童を含めた全日保育への対応などが課題であり、連邦及び州の関係省庁と協議するとともに、財源確保を求めている。

(7) 保健

自治体病院の展開については、ドイツ都市会議の保健委員会と自治体病院会議で集中的に審議している。2017年5月にはドイツ都市会議理事会は、ドイツ郡会議とも連携し、「自治体病院の特色をいかに発揮するか」というテーマを総括し、自治体病院の競争力確保と長所発揮のための文書を取りまとめた。具体的には、「自治体病院 – 特質と長所

(Kommunale Krankenhäuser - Besonderheiten und Vorteile)」として発表している。

このほか、医療・介護人材不足への対応について、取組みを進めている。

(8) 建設・交通

ア 総合的な都市整備とスマートシティ宣言

人口構造の変化、気候変動、産業構造の変化、デジタル化の進展などにより、市町村は様々な課題に直面している。こうした課題に対処し、持続可能な総合戦略を構築していくためには、都市の整備に関連する利害を適時適切に考慮していくことが不可欠であり、総合的な都市整備を目指す必要がある。持続可能な総合的な都市整備において最も大事な目標は、地域における生活の質の向上である。

ドイツ都市会議は、連邦の「スマートシティ宣言」にも積極的に関わってきた。スマートシティは持続可能な総合的な都市整備を義務づけるものである。さらに、ドイツ都市会議は、加盟都市の協力の下でドイツ市町村連盟と連携して「都市整備のさらなる推進に向けた討議資料 (Weiterentwicklung der Städtebauförderung -Positionen des Deutschen Städtetages und des Deutschen Städte- und Gemeindebundes-)」を2019年5月に発表している。

イ 住宅家賃高騰問題

ドイツでは、人口構造の変化に伴い、地方圏では空き家が多く発生しているが、一方で、大都市圏や大学所在都市では、住宅事情がひっ迫し、価格が手頃な住宅が不足しており、家賃が高騰している。こうした中、ベルリン市では、2020年1月にベルリン住宅家

賃上限規制法案 (Gesetz zur Mietenbegrenzung im Wohnungswesen in Berlin) を市議会が可決し、社会住宅などの住宅家賃抑制 (Mietendeckel) に踏み切ることをしている。これに対しては、法的な疑義があることや不動産投資の冷え込みをもたらすおそれがあるなど物議を醸している。ドイツ都市会議では、主要都市自治体に住宅市場の見通しについてのアンケート調査を行い、実情把握に努めつつ、2017年10月、提言「住宅・土地政策の新たな枠組み (Neuaustrichtung der Wohnungs- und Baulandpolitik)」をとりまとめ、様々な対策を提言している。

ウ モビリティ確保～地域公共交通

ドイツ都市会議は、2018年6月に「すべての人の持続可能なモビリティを確保 (Nachhaltige Mobilität für alle - Agenda für eine Verkehrswende aus kommunaler Sicht)」という提言をまとめている。そこにおけるポイントは次のとおりである。

- ・モビリティの転換に向けた連邦次元における安定的な政策 (効率的な規制を通じて効果的な推進)
- ・人・貨物の持続可能なモビリティの強化～都市における生活と環境の質の向上
- ・デジタル化と技術革新により都市にふさわしい高度なモビリティの確保
- ・より迅速な政策推進のために、都市に決定の自由度と効果的な制御手段を与えること
- ・すべての人のモビリティの確保のために連邦及び州が継続的な財政支援を行うこと

(9) 環境

気候変動対策に関しては、従来から積極的

に取り組んでおり、既に2012年には、ドイツ都市会議としての提言をとりまとめている。2019年2月には、環境委員会が作成した都市の気候変動対応ハンドブック (Handreichung: Anpassung an den Klimawandel in den Städten) を幹部委員会で決定・公表している。都市の対応策として盛り込んだのは、防災、都市計画、都市整備、都市緑化、モビリティ確保、公共交通、保健、水資源、土壌、ビオトープ、種の保護についてである。さらに、個別の対策を地域にふさわしい形で調整し、総合的な計画とするためのヒントを盛り込んでいる。

国連SDGsに関しては、ドイツ都市会議は、ベルテルスマン財団、他の自治体連合組織、ドイツ都市研究機構 (Difu)、連邦建設都市国土研究所 (BBSR)、一つの地球にグローバル貢献する自治体サービスセンター (Servicestelle Kommunen in der Einen Welt von Engagement Global (SKEW)) と連携して、冊子「地方自治体におけるSDGs指標」をとりまとめ、2018年にはポータルサイトを立ち上げている。

(10) 経済産業・欧州域内市場

経済社会と人口構造の変化、技術の進展は、人びとのニーズや行動に大きな影響を及ぼしており、特に商業顧客の構造や購買態度に大きな変化をもたらしている。人びとは単に消費のために中心商店街を訪れるのではなく、街の魅力や余暇を楽しんだり、交流や文化体験を求めたりするようになっている。ドイツ都市会議は、2017年6月に、ドイツ商業連盟 (Handelsverband Deutschland

(HDE)) と連携して、生き活きとした中心市街地における将来性のある小売商業を、都市と商業者と不動産所有者の緊密な協力で確保するという「中心市街地の将来を確保 (Zukunft der Innenstädte sichern)」という提言、さらには、同年7月に「今後の都市と商業 (Zukunft von Stadt und Handel)」という討議資料をとりまとめて提示している。

(11) 法務・行政

ア 移民・難民の社会包摂

ドイツにおいては、移民・難民の社会包摂が大きな課題である。

(ア) 全国的な課題としての社会包摂

2015年から2016年にかけてドイツでは大量に流入する難民の宿泊と生活支援が中心課題であったが、今日ではさらに増加する移民・難民の社会包摂が課題となっている。ドイツ都市会議は、シュトゥットガルトで第5回社会包摂会議を開催し、地方自治体における社会包摂の課題と連邦への要望について議論を行った。都市にとって不可欠なのは、連邦及び州の財政支援である。

(イ) 学校その他教育分野における社会包摂

社会包摂に向けた自治体の活動において重要なのは、移民・難民に教育を仲介することである。ドイツ語の学習は社会包摂、社会参画、労働市場への参入における最も重要な前提である。児童、青少年、若年者の社会包摂は、学校関係者等に様々な対応を迫る。ドイツ都市会議は、移民が早期にふさわしい近くの社会包摂コースに参加できるようにという連邦政府の取組みを支援しており、二重行政を避けるべく、移民難民庁と地方自治体の緊

密な連携を図っている。このため、様々な教育関係機関の社会包摂に向けた頻繁な情報・事例交換を支援するとともに、専門的な提言やアドバイスをを行っている。

(ウ) 文化面における社会包摂

移民・難民の滞在、労働の問題に取り組むに当たっては、文化面における社会包摂の問題に直面する。このため、ドイツ都市会議は、多くの関係者と文化面における社会包摂に関して15のテーマについて議論し、その結果を公表している。

(エ) スポーツにおける社会包摂

クラブ組織のスポーツは、少しずつ時間を掛けてではあるが社会包摂を可能にする。出身地、宗教、社会的地位といったことは、一緒にスポーツに取り組む人びとにとっては、小さな意味しか持たない。組織スポーツは、移民に対して、ドイツに受け入れられるための広いプラットフォームを提供している。このため、ドイツ都市会議は、ドイツオリンピックスポーツ連盟と連携して、社会包摂に際しての都市の組織スポーツを支援している。

イ 消防防災

消防防災については、ドイツ都市会議は、防災計画づくり、予防消防の推進、消防防災・救急業務のデジタル化対応、消防幹部職員の人材養成などについて取組みを行っている。

ウ デジタル化

データはデジタル都市の基盤であり、デジタル化こそが、都市における住民の生活の質を向上させるのであり、連邦による調整と支援が不可欠として、2020年2月、ドイツ都市会議は、討議資料「自治体データ (Kommunale Daten)」を公表した。討議資料

の中では、デジタル化については、資金だけでなく、複数の連邦省庁の支援プログラム、各州の支援プログラムがあるなど調整が必要であり、さらに、標準化の推進、専門的知見の移転が必要であるとしている。また、地方自治を踏まえること、都市の役割を明らかにすること、人工知能を活用すること、倫理原則を明確化することなどを提唱している。

(12) 人事・組織

超高齢・人口減少時代において、ドイツにおいても、地方行政の人材不足への対応が大きな課題となっている。ドイツ都市会議の人事・組織委員会は、様々な行政分野における人員不足と人材確保の問題について、定期的に審議を行っている。

ドイツ都市会議の幹部委員会は、2017年11月の会合において、人員不足と人材確保をテーマに加盟都市に対して、自治体行政の魅力を増やして雇用主としての立場を強化するための措置として、次のことについて、提言を行った。

- ・職業に対する広範な視野を持つこと
- ・地域との積極的な協働を図ること
- ・ワークライフバランスを図ること
- ・労働時間の柔軟性に対応すること

- ・テレワークの導入の検討を行うこと
- ・しっかりした健康管理を行うこと
- ・官吏への身分切替えや任期の定めのない雇用とするなど安定した職場を確保すること

参考文献（文中に掲げたもののほか）

- ・ドイツ都市会議ホームページ <http://www.staedtetag.de/>
- ・石川義憲「KGSt（自治体行政経営センター）－都市経営の理念と実践を提唱するドイツの都市シンクタンク」、都市とガバナンス Vol.27、日本都市センター、2017年
- ・石川義憲「都市自治体のまちづくりを支援するドイツ都市研究機構 Difu」、都市とガバナンス Vol.29、日本都市センター、2018年
- ・木佐茂男『ドイツの自治体連合組織』、北海道市町村振興協会、1995年
なお、この冊子の内容は、単行本（木佐茂男『国際比較の中の地方自治と法』、日本評論社、2015年）に再録されている。
- ・シュテファン・シュネル、（訳）廣田全男『ドイツ都市会議』、東京市政調査会、1989年
- ・全国市長会『海外の市長会』、全国市長会館、2011年